

千葉県幕張新都心若葉住宅地区小学校新設に係る

基本計画策定支援業務委託

プロポーザル募集要領

令和2年5月

千葉県教育委員会事務局教育総務部企画課

## 1 趣旨

幕張新都心若葉住宅地区における新設小学校の基本計画策定にあたり、発注者にて検討している基本的な構想及び計画案について、事業者の持つ実績、専門的な知見・ノウハウを活用し、効率的かつ客観的な観点で基本計画を作成するため発注者支援をする事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により募集する。

## 2 委託業務

### (1) 件名

千葉市幕張新都心若葉住宅地区小学校新設に係る基本計画策定支援業務委託

### (2) 委託業務内容

- ア 基本構想及び基本計画内容の確認
- イ 敷地条件、関係法令等の確認
- ウ 平面計画・断面計画方針案の作成
- エ 配置計画案の作成
- オ 概略マスタースケジュール案の作成
- カ 概算事業費（面積指標による）の算出
- キ 事業方式の比較検討資料に関する助言

※上記の委託項目を基本とし、その発注者支援業務について具体的に提案すること。また、上記以外で、基本計画の策定に資する有効かつ委託料の上限内で履行可能な項目があれば、提案すること。なお、最終的な業務内容は事業者の提案を基に、発注者と事業者の協議・合意により決定する。

### (3) 成果品の提出方法

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和2年10月30日（金）まで

### (5) 委託料

9,757,000円（消費税込）を上限とする。

### (6) 支払い方法

業務完了後一括払いとする。

## 3 提案の手続き等

### (1) スケジュール

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 公募開始日      | 5月29日（金）     |
| ② 質問書の受付締切   | 6月5日（金）午後5時  |
| ③ 参加申込書の受付締切 | 6月12日（金）午後5時 |
| ④ 提案書等の提出締切  | 6月24日（水）午後5時 |

- ⑤ プレゼンテーション実施日 6月30日(火)
- ⑥ 審査による結果の通知 7月2日(木) 予定

(2) 参加申込手続

① 参加申込期限

令和2年6月12日(金) 午後5時までに必着

※受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。

② 書類提出方法

千葉市教育委員会事務局教育総務部企画課まで持参、又は郵送(宅配も可)

※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

③ 参加申込に必要な書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社の概要が分かる資料(パンフレット可)

ウ 申込者の宛先を記載した受理票返信用の封筒(郵送で提出の場合のみ)

(3) 質問の提出方法等

本プロポーザル募集では説明会を実施しないため、本募集要領、仕様書の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

① 受付期間

令和2年6月5日(金) 午後5時までに必着

② 提出方法

質問書(様式第2号)に記載し、電子メールで送信すること。なお、電話・口頭・FAXでの質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス:kikaku.EDG@city.chiba.lg.jp

電子メールの件名は「プロポーザル質問」とすること。

③ 質問に対する回答

質問の回答は、6月10日(水)までにホームページへ掲載する。なお、回答の内容は、本募集要領の追加又は修正とみなす。

(4) 提案書等の提出方法等について

① 提案書等提出期限

令和2年6月24日(水) 午後5時までに必着

※受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。

② 書類提出方法

千葉市教育委員会事務局教育総務部企画課まで持参、又は郵送(宅配も可)

※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

③ 提出物

以下の書類とする。

ア 見積書(消費税額を除いた金額を記載すること。) 1部

※千葉市長宛とし様式は問わない。

- ・それぞれの業務内容にかかる業務料金がわかるものとする。
- ・見積条件（受注者の業務除外項目や発注者が対応する項目等）が具体的にわかるものとする。

#### イ 業務提案書

(ア) 業務内容書 ※様式は問わない。 8部（正1部、副7部）

- ・具体的な業務内容がわかるものとする。
- ・用紙サイズはA4横とする。

##### 【提案内容（1）】

本業務の遂行にあたり、基本的な考え方、取組方針、実施体制を記載すること。

##### 【提案内容（2）】

「仕様書 2（1）基本計画策定に係る発注者支援業務」の各業務における具体的な発注者支援の手法について記載すること。

(イ) 業務スケジュール（案） ※様式は問わない。 8部（正1部、副7部）

ウ 国又は地方公共団体発注の契約書の写し（応募資格確認のため提出） 1部

エ 本委託業務と同種又は類似業務の受託実績（様式第3号） 8部（正1部、副7部）

業務の契約名、履行期間及び業務内容がわかるものとし、契約書及び仕様書など履行実績が確認できる書類の写しを提出すること。（契約書等の写しは、1部、提出とする）

##### 【同種業務】

過去15年（平成17年4月1日～令和2年3月31日）の間に国又は地方公共団体が発注した公立学校建設の基本計画段階における発注者支援業務

##### 【類似業務】

過去15年（平成17年4月1日～令和2年3月31日）の間に国又は地方公共団体が発注し、平成21年度国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型3から12に該当する建築物の建設の基本計画段階における発注者支援業務

#### (5) プレゼンテーションの実施について

##### ① 実施日・実施場所

令和2年6月30日（火）※時間については、後日別途通知する。

千葉ポートサイドタワー12階 千葉市教育委員会第1会議室

##### ② 実施方法

プレゼンテーションの持ち時間は1社あたり20分とし、その後に、審査委員からの質疑応答を10分程度行う予定である。

ア プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行う。（当日の審査員用の書類の準備は不要。）

イ プレゼンテーションは事前に提出した業務提案書のみとし、新たな内容の資料提示は認めない（事前に提出した業務提案書を投影用に加工することは認める）。

ウ スライド投影用のパソコンは持参すること。(プロジェクター 及びスクリーンは、発注者で用意する。)

エ 感染症予防対策の観点から、プレゼンテーション会場へ入場する説明員の人数は1社あたり4名を上限とする。

(6) その他

受理した提案書等は選考結果にかかわらず返却しない。

#### 4 応募資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2・3年度の千葉市委託等入札参加資格者名簿または千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 記3(4)エに記載の【同種業務】の受託実績が1件以上あること。
- (3) 本業務の受託者及びその関連企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者)は、今後発注する本事業の設計者・施工者となることはできない。
- (4) 認定コンストラクションマネジャー(日本コンストラクション・マネジメント協会の認定資格、以下「CCMJ」という。)が複数名所属していること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも次のいずれにも該当しないものであること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - ② 当該業務の参加申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
  - ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
  - ⑤ 千葉市物品等入札参加資格者停止措置要領または千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、提案書提出の日から契約締結日までの間に受けている者
  - ⑥ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - ⑦ 法人税(個人にあたっては所得税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ⑧ 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していないもの
  - ⑨ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していないもの
  - ⑩ 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつ

ては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

- ⑪ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

## 5 業務実施上の条件（様式第4号）

本業務の遂行にあたっては、次に示す資格及び実績を有する管理技術者等を適切に配置した業務実施体制を構築すること。技術者は受託者に所属するものに限り、管理技術者と主任担当者との兼務及び、各分野の主任担当者の兼務は認めない。ただし、建築コスト管理、工事施工計画、事業方式計画の主任担当者については、業務に支障を来さない範囲において、他の主任担当者との兼務を認める。

### (1) 管理技術者（業務の技術上の管理を行う者）の資格及び実績要件

CCMJ 及び一級建築士の資格を有し、本業務と同種又は類似の業務に携わった実績があること。

### (2) 各分野の主任担当者

#### ア 建築（総合）

CCMJ 又は一級建築士の資格を有し、本業務と同種又は類似業務に携わった実績があること。

#### イ 建築（構造）

構造一級建築士の資格を有し、本業務と同種又は類似業務に携わった実績があること。

#### ウ 電気設備

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、本業務と同種又は類似業務に携わった実績があること。

#### エ 機械設備

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、本業務と同種又は類似業務に携わった実績があること。

#### オ 建築コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有し、本業務と同種又は類似業務に携わった実績があること。

#### カ 工事施工計画

1級建築施工管理技士の資格を有し、本業務と同種又は類似業務に携わった実績があること。

#### キ 事業方式計画

CCMJ の資格を有し、本業務と同種又は類似業務に携わった実績があること。

## 6 事業者の選定

### (1) 選定主旨

幕張新都心若葉住宅地区における新設小学校の基本計画策定にあたり、発注者にて検討している基本的な構想及び計画案について、効率的かつ客観的な観点で基本計画書を作成するための発注者支援が可能と思われる者を企画提案内容から選定し、委託契約予定事業者として決定する。

### (2) 選定方法

#### ① 審査員 6名

教育委員会事務局教育総務部長、教育総務部総務課長、教育総務部学校施設課長、学校施設課学校環境改善担当課長、学校教育部学事課長、教育総務部企画課長

※ 審査員がその職務を執行することが困難な時は、その審査員が指名した者がその職務を代理する。

#### ② 審査方法

- ・実績等に対する客観審査の評価点（配点 100 点）と企画提案・見積価格・応対に対する各審査員の評価点（配点 300 点）の合計総評価点（配点 400 点）で最高得点を得た者を委託契約予定事業者に決定する。
- ・各審査員は、評価の着眼点（後述）に基づき、各項目を 5 段階評価で評価する。
- ・最高得点が同点であった場合は、見積金額の低いものを選定する。なお、最高得点の提案が複数あり、かつ、その提案の見積金額が同額の場合はくじ引きで決定する。
- ・合計総評価点が 240 点（60%）未満の提案は、不採用とする。
- ・企画提案を行う者が 1 社の場合も、審査を実施する。

### (3) 審査基準

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
①実績等	企業の業務実績	委託業務と同種又は類似の実績があるか。 ・同種実績（4 点/件） ・類似実績（2 点/件） 複数の実績があるか。（最大 3 件）	12 点
	担当者の保有資格及び業務実績	業務に有効な資格を保有しているか。（最大 2 点） ・記 5(1)(2)に記載の資格（1 点） ・上記以外に保有する資格（1 点） <u>※対象とする追加資格は様式第 4 号に各々記載。</u> 委託業務と同種又は類似の実績があるか。（3 点/件） 複数の実績があるか。（最大 3 件）	88 点 (11 点×8)
小計 I（客観審査の評価点）			100 点
②企画提案	提案内容（1）	発注者の現状や委託業務内容が理解された提案になっているか。	15 点
	提案内容（2）	提案内容に偏りがなく、客観的な議論が可能となる	15 点

		内容になっているか。	
	業務工程	具体的かつ実現性のある内容になっているか。	5点
③見積価格	見積条件	業務除外項目や発注者が対応する項目が明確か。	5点
④応対	質疑応答内容	質疑応答が的確なものであったか。	10点
小計Ⅱ（審査員の評価点、50点×6名）			300点
Ⅰ + Ⅱ合計（合計総評価点）			400点

(4) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 定められた提出方法、提出期限に適合しない場合
- ② 提出された見積書の金額に消費税を加算した額が、記2（5）に掲げる委託料の上限を超える場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 記4に掲げる応募資格を満たさない場合
- ⑥ その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると発注者が判断した場合

(5) 事業者選定結果通知

令和2年7月2日（火）予定

参加申込書に記載のメールアドレス宛に通知する。

## 7 契約について

- (1) 選定により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託契約予定事業者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。
- (2) 前号の協議が不成立の場合には、発注者は順次、次点以下の提案者と協議を行い、委託契約を締結する。

## 8 その他

- (1) 参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 発注者は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書や選定結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本プロポーザル選定期間は、千葉県情報公開条例（平成12年条例第52号）第7条の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 本プロポーザルに関連し、知り得た情報については、発注者の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象

となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

- (6) 本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに掲載するものとする。

## 9 問い合わせ先

千葉市教育委員会事務局教育総務部企画課

千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー12階

電話 043(245)5911

担当：吉田